愛媛県地球温暖化防止
キャラクター「ストッピー」

えひめの環境保全・自然保護活動を応援します！

平成２８年度愛媛県「三浦保」愛基金 環境保全・自然保護分野公募事業の実施団体を募集します！

県内の環境保全活動及び自然保護活動の活性化を図るため、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体等が行う環境保全や自然保護に係る自主的な事業を広く公募します。

助 成 額 は、１団体につき
５０万円までは全額助成
（最大１２５万円助成）

(1) 補助対象経費の50万円以下の部分
→ 補助率10/10以内（全額）
(2) 補助対象経費の50万円を超える部分
→ 補助率１／２以内(125万円を限度)

○ 対象団体

県内に事務所があり、おおむね１年以上継続して環境保全又は自然保護に関する活動を行っている特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体（法人格の有無は、問わない。）です。また、学校の課外活動等で環境保全や自然保護に関する活動を行う予定のグループも対象となります。

○ 対象事業

(1)地球温暖化防止を推進する活動
(2)環境学習を推進する活動
(3)生活環境を保全する活動
(4)自然環境を保全し、又は活用する活動

上記のいずれかに該当する事業で、平成29年3月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。
※過去の助成団体やその事業内容は、県ホームページでご覧になれます。

○ 応募方法

所定の公募事業申込書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、平成28年３月31日(木)17：15まで(必着)に、県庁環境政策課 環境計画係に持参するか、郵送、メール、ＦＡＸで提出してください。

○ 審査方法

公募事業審査会でプレゼンテーション等による審査を行います。最終的には、外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会で審査を行い、対象団体を決定します。

詳しくは、公募事業募集要領をご覧ください。
（募集要領は、県ホームページにも掲載しています。）

＜ Ｑ ＆ Ａ ＞

Ｑ　どんな経費が対象になるのですか。

Ａ　以下のような経費です。

費　目	経費の具体例
賃　金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金（団体のメンバーに対する賃金は不可）
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入など
旅　費	研修会等の講師招へいのための旅費 先進地視察・研修会参加のための旅費など
需用費	消耗品費（各種用紙、封筒、単価が10,000円（図書は、5,000円）未満の物品購入など） 食糧費（イベントで使用する食材などの材料、講演会講師の弁当代など） 印刷代、写真の現像代、コピー代、燃料費、苗木・種子代など
役務費	通信運搬費（切手、はがき等の郵便料など）、筆耕翻訳料（筆耕料、ワープロ打ち代など）、保険料（ボランティア保険料など）
委託料	イベント等での会場設営など、映像ソフト制作など
使用料・賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上げ代など
原材料費	自然公園等における遊歩道等の補修・整備、観察会の教材作成のための材料代など
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

※なお、団体等の維持管理経費は対象となりません。

Ｑ　備品の購入は、対象になりますか。

Ａ　上記のとおり、物品の購入は、単価が1万円未満の物となります。ただし、その他経費として、当該事業に必要として審査会が特別に認めた場合は、1万円を超える物でも対象となることがあります。

Ｑ　27年度に補助を受けましたが、28年度も続けて応募できますか。

Ａ　同一団体であっても続けて応募することはできます。ただし、事業は単年度ですので、毎年審査を受ける必要があります。（前年度事業からどう発展させていくのか説明してください。）

Ｑ　学校におけるグループとは、どのようなものですか。

Ａ　学校における課外活動等で環境保全又は自然保護活動を行っているグループです。したがって、通常の授業・カリキュラムのものは、対象となりません。なお、応募に当たっては、学校長等指導的立場の者が申込みを行う必要があります。

＜ その他 ＞

この事業は、県議会での平成28年度予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承下さい。

【お問い合わせ・応募書類提出先】
〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２
愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境計画係
Tel　０８９－９１２－２３４６（係直通）
Fax　０８９－９１２－２３４４
E-mail　kankyou@pref.ehime.jp